

経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見について －支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性－

今回、経済構造実態調査（以下「本調査」といいます。）の調査事項（「支払利息等」や「電子商取引の有無及び割合」）の削除について審議した際、次回の経済センサス・活動調査（以下「活動調査」といいます。）における支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性について、御意見を頂戴しました。

1 次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討

次回の活動調査における支払利息等の把握については、令和3年活動調査に係る答申（令和2年6月25日付け統計委第9号）の中で再度把握することについて検討する旨の課題が付されていましたが、本調査と活動調査とのシームレスな接続の観点から、今回の部会審議において改めて、次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討について御意見がありました。

本件については、今回の議論や現在実施中の令和3年活動調査の実施状況を踏まえた上で、経済統計の体系的整備の一環として、次期公的統計基本計画の審議の中で検討することが必要であると考えます。

なお、本調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、活動調査の中間年においても国民経済計算の概念と対応した付加価値額を把握することが望ましいとの観点から、減価償却費をはじめとする活動調査の調査項目との整合性についても議論の必要があるのではないか、という御意見もありました。

2 電子商取引の実態把握の必要性

電子商取引については、情報技術の発展を背景として電子商取引の態様が急速に深化し続ける中、その定義や態様が目まぐるしく変化しており、また、企業会計において、売上高における電子商取引の金額を分離して把握していないものと考えられるため、企業を対象とする統計調査において、その実態を把握することは容易ではないと考えられます。

一方で、インターネットを利用して行われる電子商取引の特性から、電子商取引に関連するビッグデータを統計作成に活用することにより、電子商取引の実態把握に資するとともに、報告者の負担軽減にもつながる可能性があると考えられます。

このため、次期公的統計基本計画の検討に向け、諸外国の状況を含め、電子商取引の実態の把握方法について研究を進めることが重要であると考えます。

なお、次期公的統計基本計画の検討に当たっては、売上面のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）だけでなく、テレワーク等の働き方のDXについても把握する必要があるのではないか、という御意見もありました。

以上、報告します。

令和3年6月●日

産業統計部会長

川崎 茂
サービス統計・企業統計部会長
椿 広計